

(2)報告事項

④令和8年度旭市国民健康保険税条例の一部改正について

ア 子ども・子育て支援金課税限度額の設定

《趣旨及び概要》

令和8年度から始まる子ども・子育て支援金分の課税額について、課税限度額を3万円と定めるもの。

イ 法定軽減の判定条件の変更

《趣旨》

課税限度額の引き上げを踏まえ、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平性の確保及び中低所得層の負担軽減を図るため、消費者物価などの経済動向を勘案し、見直しが行われたもの。

《概要》

軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額を、5割軽減の対象となる世帯は30万5千円から31万円に、2割軽減の対象となる世帯は56万円から57万円に拡充。

所 得 基 準
7割軽減 基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下 ⇒ 変更なし
5割軽減 基礎控除額(43万円)+ <u>31万円</u> ×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下 ⇒ <u>30万5千円 から 31万円に拡充</u>
2割軽減 基礎控除額(43万円)+ <u>57万円</u> ×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下 ⇒ <u>56万円 から 57万円に拡充</u>

令和8年3月31日の地方税法の改正(令和8年4月1日施行)に伴い、令和8年3月31日に専決処分(令和8年4月1日施行)で対応。

その後、令和8年旭市議会第2回定例会(6月)で承認済み。